

野菜価格安定対策事業業務方法書

(平成30年 8月16日変更)

公益社団法人 愛知県園芸振興基金協会

野菜価格安定対策事業業務方法書

平成15年4月16日14園産第444号
変更平成16年4月27日16園産第 82号
変更平成19年4月26日19園産第 43号
変更平成19年7月27日19園産第209号
変更平成21年5月12日21園産第 18号
変更平成23年9月26日23園産第223号
変更平成25年7月 2日25園産第200号
変更平成30年8月16日30園産第362号

目 次

第1章 総 則	(第1条～第3条)
第2章 価格差補給交付金等の交付	(第4条～第20条)
第3章 資金の管理	(第21条～第23条)
第4章 雑 則	(第24条～第27条)
附 則	

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この業務方法書は、公益社団法人愛知県園芸振興基金協会定款（以下「定款」という。）に基づき、公益社団法人愛知県園芸振興基金協会（以下「協会」という。）の野菜価格安定対策事業に係る業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資するものとする。

(業務運営の方針)

第2条 協会は、その行う業務の公共的重要性にかんがみ、行政庁、その他関係機関との密接な連絡の下に、その業務を公正かつ能率的に運営するものとする。

(業 務)

第3条 協会は、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領（昭和51年10月 1日付け51食流第5508号農林事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（平成15年10月 2日農林水産省指令15生産第4153号）及び特定野菜等供給産地育成価格差補給助成金交付要綱（平成15年10月 1日付け農畜機第61号）の定めるところにより、愛知県知事が選定した産地で生産された野菜の価格の著しい低落があった場合に、その低落が生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、実施要領第3の3の（3）に規定する共同出荷組織に、その出荷を委託した対象野菜（共同出荷組織の構成員となっている出荷団体に委託したものを含む。）の生産者に補給金を交付するため価格差補給交付金を交付する事業、及び実施要領第3の3の（4）に規定する相当規模生産者であって対象野菜を出荷したものに価格差補給金を交付する事業（以下「特定野菜等供給産地育成価格差補給事業」という。）を行う。

第2章 価格差補給交付金等の交付

(用語の定義)

第4条 この章において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象市場群 中央卸売市場及び地方卸売市場並びに卸売市場以外の野菜の販売施設で、一の地方ごとに細則で定めるものをいう。
- (2) 対象出荷期間 前条に規定する共同出荷組織に対する価格差補給交付金及び相当規模生産者に対する価格差補給金（以下「価格差補給交付金等」という。）の交付の業務の対象となる対象野菜の出荷期間の区分として、対象野菜ごとに細則で定める期間をいう。

- (3) 業務対象年間 価格差補給交付金等の交付の業務に関し、協会が共同出荷組織又は相当規模生産者（以下「共同出荷組織等」という。）との間に締結する契約の対象期間として、第5条に規定する業務区分（以下「業務区分」という。）ごとに細則で定める期間をいう。
- (4) 平均販売価額 共同出荷組織等が、当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象野菜の旬別（たまねぎ、ばれいしょ及びさといもにあっては月別）の加重平均販売価額をいう。
- (5) 保証基準額 対象野菜の対象市場群における平均販売価額がその額を下回った場合に、対象野菜出荷者に対して価格差補給交付金等が交付されることとなる価額として、業務区分ごとに細則で定める額をいう。
- (6) 最低基準額 対象野菜の対象市場群における平均販売価額がその額を下回った場合には、その額を平均販売価額として価格差補給交付金等が交付されることとなる価額として、業務区分ごとに細則で定める額をいう。
- (7) 資金造成単価 業務対象年間における価格差補給交付金等の交付に充てるために必要な対象野菜1キログラム当たりの資金として業務区分ごとに細則で定める額をいう。
- (8) 対象野菜 業務の対象とする野菜は、実施要領第3の2の（1）のイに規定する指定野菜（以下「指定野菜」という。）、実施要領第3の2の（1）のアに規定する特定野菜（以下「特定野菜」という。）であって、指定野菜にあっては独立行政法人農畜産業振興機構が定める規格に、同機構が規格を定めていない特定野菜にあっては細則で定める規格にそれぞれ適合するものとする。
- (9) 特例申込み45 特定野菜について、最低基準額の11分の9に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の共同出荷組織等からの申込みをいう。
- (10) 特例申込み50 特定野菜については最低基準額の11分の10、指定野菜については最低基準額の6分の5に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の共同出荷組織等からの申込みをいう。
- (11) 特例申込み55 指定野菜について、最低基準額の12分の11に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の共同出荷組織等からの申込みをいう。
- (12) 特例申込み60 特定野菜について、最低基準額の11分の12に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の共同出荷組織等からの申込みをいう。

(13) 特例申込み65 指定野菜について、最低基準額の12分の13に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の共同出荷組織等からの申込みをいう。

(14) 特例申込み70 指定野菜について、最低基準額の6分の7に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の共同出荷組織等からの申込みをいう。

(業務区分)

第5条 第3条の価格差補給交付金等の交付の業務は、対象野菜ごと、対象市場群ごと及び対象出荷期間ごとに、区分して行うものとし、それぞれの業務区分は細則で定める。

(業務対象年間の短縮)

第6条 協会は、業務対象年間において、価格差補給交付金等に充てるための資金が著しく減少したことにより業務を行うことが困難と認められる場合、共同出荷組織等と交付予約数量の適正化を図る必要がある場合、農業保険法に基づく農業経営収入保険事業の実施に伴い必要があると思われる場合、その他やむを得ない場合には、愛知県知事の承認を得て業務対象年間の短縮することができる。

(価格差補給交付金等の交付に関する申込み)

第7条 共同出荷組織等は、細則で定める業務区分ごと及び業務対象年間ごとに、価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨をその価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間の開始前において、細則で定める期日までに細則で定める申込書により申込みをすることとする。この場合において、共同出荷組織等は細則で定める別表(特定野菜)に掲げる特例申込み45、特例申込み50又は特例申込み60の締結を申込みすることができるものとする。また、共同出荷組織等は細則で定める別表(指定野菜)に掲げる特例申込み50、特例申込み55、特例申込み65又は特例申込み70の締結を申込みすることができるものとする。ただし、協会として定める最低基準額は、細則で定める別表(特定野菜)及び別表(指定野菜)ごとに、特例申込みを含め1業務区分につき1つとする。

2 協会は、前項の規定により申込みを承諾したときは、遅滞なく、その旨を当該共同出荷組織等に通知するものとする。

(負担金)

第8条 協会は、前条の規定により共同出荷組織等に通知したときは、当該共同出荷組織等に負担金を負担させるものとする。

2 前項の負担金の金額は、業務区分ごとに、次の各号に定める金額とする。

ただし、当該業務対象年間の直前の業務対象年間において交付準備金に残額があった業務区分について、負担金を納入した共同出荷組織等に係る負担金の額については、会長は次の各号により算定した額からその額を控除した額とすることができる。

(1) 指定野菜供給産地育成価格差補給事業(以下「指定野菜事業」という。)に

あつては、資金造成単価に前条第1項の申込書に記載した交付予約数量を乗じて得た額に、100分の25を乗じて得た額

(2) 特定野菜供給産地育成価格差補給事業（以下「特定野菜事業」という。）にあつては、資金造成単価に前条第1項の申込書に記載した交付予約数量を乗じて得た額に、3分の1を乗じて得た額。ただし、特定野菜のうち、生産局長が別に定める野菜については、4分の1を乗じて得た額

3 負担金の納入期限は、細則に定める日とする。

4 協会は、第1項の規定により対象野菜出荷者に負担金を負担させるときは、当該共同出荷組織等に細則で定める納入通知書を送付するものとする。

（交付予約数量の増加）

第9条 第7条第2項の規定により通知を受けた共同出荷組織等は、細則で定める申込書を提出してその通知に係る同条第1項の申込書に記載した交付予約数量の増加を申込みすることができる。

2 前2条の規定は前項の申込みについて準用する。この場合において、第7条第1項中「価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年」とあるのは、「第9条第1項の規定により増加の申込みをした交付予約数量の増加分について価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年」と、前条第2項中「前条第1項の申込書に記載した交付予約数量」とあるのは「第9条第2項において準用する前条第1項の申込書に記載した交付予約数量の増加分」と読み替えるものとする。

（交付予約数量の減少）

第9条の2 第7条第2項の規定により通知を受けた共同出荷組織等は、農業保険法(昭和22年法律185号)第177条に規定する農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）の保険関係が成立した、又は成立する見込みである場合において、細則で定める申込書を提出してその通知に係る交付予約数量の減少を申し込むことができる。

2 第7条の規定は前項の申込みについて準用する。

（交付予約数量の解約）

第9条の3 第7条第2項の規定により通知を受けた共同出荷組織等は、収入保険の保険関係が成立した、又は成立する見込みである場合において、細則で定める申込書を提出してその通知に係る交付予約の解約を申し込むことができる。

2 第7条の規定は前項の申込みについて準用する。

（延滞金）

第10条 協会は、共同出荷組織等が負担金をその納入期限の日までに支払わない場合は、当該納入期限の日から、その納入を終了する日の前日までの日数により年利14.5%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

ただし、その金額が1,000円に満たない額であるときは、その徴収を免除することができる。

(負担金の相殺の禁止)

第11条 共同出荷組織等は、協会に納入すべき負担金につき、相殺をもって協会に対抗することはできない。

(負担金の返戻)

第12条 協会は、業務対象年間の期間内においては、当該業務区分に係る負担金を共同出荷組織等に対し返戻しないものとする。

- 2 業務対象年間の終了又は第6条で行う短縮に伴い新たに開始する業務対象年間に係る交付予約数量がその直前の業務対象年間に係る交付予約数量を下回っている場合、又は第9条の2、第9条の3規定による交付予約の減少又は解約が成立した場合等において、共同出荷組織等から負担金として納入された金銭を返戻することができるものとする。

(価格差補給交付金等を交付する場合)

第13条 価格差補給交付金等の交付は、業務区分ごとに、第7条第1項の規定による申込みをした共同出荷組織等が、生産者の委託を受けて、又は直接に当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象野菜の平均販売価額が保証基準額を下回った場合に、共同出荷組織等に対して行うものとする。

- 2 平均販売価額の算定に当たっては、毎月1日から10日まで、11日から20日まで及び21日から31日(その月の末日が28日である月については28日、その月の末日が29日である月については29日、その月の末日が30日である月については30日)までそれぞれ1旬として計算するものとする。

ただし、対象出荷期間の旬別の日数が7日未満の旬については、その旬の日数を当該対象出荷期間内のその旬と接続している旬に加えるものとする。

(価格差補給交付金等の金額)

第14条 対象野菜についての価格差補給交付金等の金額は、業務区分ごと共同出荷組織等ごとに価格差補給交付金等の単価に、当該共同出荷組織等が、生産者の委託を受けて、又は直接に当該旬別の価格差補給交付金等の単価に対応する期間に当該対象市場群に出荷した当該対象野菜の数量から細則で定める価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を除いた数量(その数量が、その数量を当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象野菜の数量で除して得た数値に当該共同出荷組織等に係る交付予約数量を乗じて得た数量を上回る場合には、当該乗じて得た数量)を乗じて得た金額の合計額とする。

- 2 前項の旬別の価格差補給交付金等単価は、業務区分ごとに、保証基準額から平均販売価額(平均販売価額が最低基準額を下回ったときは、当該最低基準額)を差し引いて得た額に10分の8を乗じて得た額とする。

ただし、その額が資金造成単価を上回った時は、旬別補給交付金単価は資金造成単価と同額とする。

(出荷数量及び販売数量の認定)

第15条 協会は、対象市場群の卸売業者の仕切書若しくは買付計算書等を基礎として、前2条の場合における対象野菜の出荷数量及び販売価額を認定するものとする。

(平均販売価額の通知)

第16条 協会は、業務区分ごとに、当該対象出荷期間の終了後遅滞なく、平均販売価額及び価格差補給交付金等を算定し、関係共同出荷組織等及び愛知県知事に通知するものとする。

(価格差補給交付金等の交付申請)

第17条 対象野菜出荷者は、価格差補給交付金等の交付を受けようとするときは、前条の通知を受けた日から2週間以内に協会に細則で定める交付申請書を提出するものとする。

(価格差補給交付金等の一部交付等)

第18条 協会は、共同出荷組織等が次の各号の一に該当する場合には、価格差補給交付金等の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した価格差補給交付金等の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 故意又は過失により細則で定める申込書、交付申請書又は報告書等に不実の記載をしたとき。
- (2) 正当な理由なくして負担金又は分担金等の納入を怠ったとき。
- (3) 仕切書等の改ざんを行い、又は行わせたとき。
- (4) 交付を受けた価格差補給交付金等について、補給金の交付を怠ったとき。
- (5) 第24条の規定により報告を求められた場合において、その報告を怠り、又は故意又は過失により不実の報告をしたとき。

2 前項の返還金について納付を命じられたものは、第3条に掲げる規程その他の規程(以下、「関係規程」という。)の定めるところにより、交付金受領の日から納付の日までの日数に応じて算定された加算金を合わせて納付しなければならない。

また、この加算金納付が遅延した場合においては、関係規程の定めるところにより遅延金も納付しなければならない。

(価格差補給金等の交付)

第19条 共同出荷組織は、価格差補給交付金の交付を受けたときは、速やかに、その交付を受けた価格差補給交付金の金額に相当する金額を第13条第1項の委託に係る生産者に対して(生産者の直接の委託以外の委託があるときは、順次当該委託をした者を通じて生産者に対して)、その委託に係る対象野菜の数量を基礎として、補給金を交付しなければならない。

2 共同出荷組織は、補給金の交付を終了したときは、遅滞なく、細則で定める報告書により、その交付の結果を協会に報告しなければならない。

3 相当規模生産者は、補給金を受領したときは、遅滞なく、細則で定める報告書により協会に報告しなければならない。

(価格差補給交付金等の削減)

第20条 協会は、業務区分ごとに、価格差補給交付金等の額が細則で定める別表の資金造成単価の欄に掲げる額に当該交付予約数量を乗じて得た額(既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等の合計額を差し引いて得た額)を超えるときは、価格差補給交付金等の金額から当該超え

る額を削減するものとする。

- 2 協会は、共同出荷組織等と特例申込み45、特例申込み50又は特例申込み55の契約を行っている場合であって、当該対象出荷期間中において、当該共同出荷組織が生産者の委託を受けて、又は当該相当規模生産者が直接に、対象市場群に出荷した当該対象野菜の数量が、業務区分ごとに、愛知県知事の承認を受けた供給計画の出荷数量との差の数量の当該供給計画に対する割合が5分の1以上である場合には、価格差補給交付金等の単価については、次の各号の額を上回ることができない。
 - (1) 特定野菜事業において、特例申込み45の締結を行っている場合にあっては細則で定める別表（特定野菜）の資金造成単価の7分の5、特例申込み50の締結を行っている場合にあっては細則で定める別表（特定野菜）の資金造成単価の6分の5
 - (2) 指定野菜事業において、特例申込み50の締結を行っている場合にあっては細則で定める別表（指定野菜）の資金造成単価の4分の3（キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ又は秋冬はくさいの場合はこの単価の8分の7）、特例申込み55の締結を行っている場合にあっては細則で定める別表（指定野菜）の資金造成単価の7分の6（キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ又は秋冬はくさいを除く。）

第3章 資金の管理

（交付準備金）

第21条 協会は、業務区分ごとに、第8条第1項の規定により共同出荷組織等から徴する負担金及び愛知県から価格差補給交付金等の交付に充てることを条件として交付された金銭を交付準備金として積み立てるものとする。

（資金の管理）

第22条 資金は、業務区分ごとの勘定に区分して経理するものとする。

- 2 業務区分ごとの勘定においては、業務区分ごとに共同出荷組織等の納付した負担金、価格差補給交付金等に充てるものとして受け入れた金銭を経理する。

（積立金の交付準備金への繰り入れ条件）

第23条 財務規定で定める積立金の交付準備金への繰り入れは、第8条第2項第1号及び第2号の資金造成単価及び負担金の負担率の変更等によって共同出荷組織等の負担金が著しく増大した場合とし、協会は、理事会で定める額を愛知県知事の承認を得て取りくずすことができる。

第4章 雑 則

（報告の徴収）

第24条 協会は、必要があると認めるときは、共同出荷組織等から対象野菜の生産状況、その他必要な事項について報告を徴することができる。

- 2 協会は、必要があると認めるときは、共同出荷組織等の業務の状況及び価格差補

給金等の交付のための措置について報告を徴し、若しくは調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧等を求めることができる。

(業務委託)

第25条 協会は、必要に応じて理事会の議決を経て適当と認められる団体に、この業務方法書による協会の業務の全部又は一部を委託することができる。

(細 則)

第26条 協会は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項について、細則に定めることができる。

2 前項の細則は、愛知県知事の承認を得て会長が定めるものとする。

これを変更しようとするときも、同様とする。

(準 用)

第27条 協会は、この業務方法書に定めるもののほか、関係規程に準じることができる。

又、定めのないものについては、会長が定めることができる

附則 1（平成 15 年 4 月 16 日付け承認に係るもの）

- 1 この業務方法書は、愛知県知事の承認のあった日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附則 2（平成 16 年 4 月 27 日付け承認に係るもの）

- 1 この業務方法書は、愛知県知事の承認のあった日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附則 3（平成 19 年 4 月 26 日付け承認に係るもの）

- 1 この業務方法書は、愛知県知事の承認のあった日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附則 4（平成 19 年 7 月 27 日付け承認に係るもの）

- 1 この業務方法書は、愛知県知事の承認のあった日から施行し、平成 19 年 8 月 31 日以降に業務方法書第 7 条の規定に基づき価格差補給交付金等の交付に関する申込みの期限となる業務区分及び同条による申込みの期限が同日前である業務区分のうち平成 20 年 4 月 1 日以降に出荷を行う業務区分について適用する。
- 2 申込みの期限が平成 19 年 8 月 31 日前である業務区分のうち平成 20 年 3 月 31 日までに出荷開始する業務区分については、なお従前の例による。

附則 5（平成 21 年 5 月 12 日付け承認に係るもの）

- 1 この業務方法書は、愛知県知事の承認のあった日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附則 6（平成 23 年 9 月 26 日付け承認に係るもの）

- 1 この業務方法書は、愛知県知事の承認のあった日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日以降に出荷開始の業務区分から適用する。

附則 7（平成 25 年 7 月 2 日付け承認に係るもの）

- 1 この業務方法書は、愛知県知事の承認のあった日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附則 8（平成 30 年 8 月 16 日付け承認に係るもの）

- 1 この業務方法書は、愛知県知事の承認のあった日から施行する。